

船舶事故等調査報告書

平成27年6月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015広第12号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年12月18日 02時25分ごろ
発生場所	香川県直島町直島北方沖 讃岐寺島灯台から真方位356°700m付近 (概位 北緯34°29.21' 東経133°58.30')
事故等調査の経過	平成27年1月26日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 太平丸、498トン
船舶番号、船舶所有者等	133463、井本船舶株式会社
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海） 航海士A、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	船底に擦過傷
事故等の経過	本船は、船長及び航海士Aほか3人が乗り組み、コンテナ約30本を積載し、航海士Aが船長と交替して単独の船橋当直につき、愛媛県四国中央市三島川之江港に向け、直島北方沖を約10ノットの速力で手動操舵により西進していた。 航海士Aは、反航船を認めたので右転して避航し、反航船が通過した後、元の進路に戻そうと左転したところ、平成26年12月18日02時25分ごろ、本船は、直島北方沖の松島北岸に乗り揚げた。 船長は、乗揚後、乗組員及び船体の安全を確認し、海上保安庁に本事故の通報を行った。 本船は、06時20分ごろ、高潮時に自力で離礁した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 西、風力 6、視界 良好 海象：波高 約1.5m、潮汐 上げ潮の初期
その他の事項	航海士Aは、事前に海図等で航行海域の水路調査を行っておらず、直島北方沖に松島が存在することを知らなかった。 本船は、レーダー及びGPSプロッターを作動させていた。 航海士Aは、平成26年11月30日から本船に乗船し、レーダーの操作に習熟していなかった。 航海士Aは、GPSプロッターを拡大表示で使用し、過去の航跡に沿うように操船していたが、反航船を避航した際、大きく航跡から外れたので元の進路に戻そうと操船した。

<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし なし</p> <p>本船は、直島北方沖を西進中、航海士 A が、反航船を避航することに意識を向けていたことから、直島北方沖の松島に接近していることに気付かず、元の針路に戻そうと左転したところ、松島北岸に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、直島北方沖を西進中、航海士 A が、反航船を避航することに意識を向けていたため、直島北方沖の松島に接近していることに気付かず、元の針路に戻そうと左転したところ、松島北岸に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前に航行海域の水路調査を行うこと。</li> </ul>